

# 仕様書

## 1 件名

令和3年度大阪市浪速区役所古紙等及びアルミ売払（単価契約）

## 2. 年間売払予定数量（概数）

売払物品		予定数量
古新聞等		21,028kg
内 訳	古新聞	27kg
	ダンボール	1,440kg
	ミックスペーパー	10,988kg
	機密文書	8,410kg
アルミ		163kg

※ミックスペーパーにはシュレッターくず、雑誌・チラシ等、その他古紙を含む。

※数量はあくまで実績に基づく予定数量であり、実際とは大きく差異が出ることもある。

## 3. 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

## 4. 内容

指定の場所から古紙等及びアルミを回収し、再生の資源として適切に処理する。

## 5. 引取場所

大阪市浪速区役所

大阪市浪速区敷津東1-4-20

## 6. 引取方法

- (1) 契約期間中、買受人は数量の多少にかかわらず集積している量を、協議のうえ決定した日時に引き取るものとする。
- (2) 引き取りは、月2回を基本とし、平日の10時から17時までの間で実施すること。ただし、当区が承認した場合はこの限りでない。契約期間内に引き取り回数を増やすなど当区から臨時に依頼する場合もあるので、当区と協議のうえ、臨機応変に対応すること。
- (3) 機密文書については、年に1回、当区の指定した時期に(2)とは別に実施する。指定場所に集積された文書等を溶解処理施設に搬入し、溶解処理後は速やかに溶解証明書等を当区に提出すること。
- (4) 常に清潔で安全に収集を行い、古紙が周辺に散乱することのないよう心がけ、周辺に散乱させた場合は、速やかに引き取り場所の清掃を行い清潔の保持に努めること。
- (5) 運搬に際しては、荷崩れなど起こさないよう細心の注意を払って積み込み、運搬を行うこと。

## 7. 処理方法

(古紙等)

指定場所に集積された古紙等を業者専用車に積載し、搬出すること。搬出した古紙等は溶解のうえ再利用することとする。

溶解前に新聞・段ボール・シュレツダー・ミックスペーパー(雑誌・チラシ等)の種類ごとに重量を計測のうえ、計量結果をFAX等の書面により報告すること。

(アルミ)

指定場所に集積されたアルミを業者専用車に積載し、搬出すること。搬出したアルミはリサイクル処理するものとし、総重量を計測のうえ、計量結果をFAX等の書面により報告すること。

## 8. 費用

引取りに関する諸費用は、買受人が負担すること。

## 9. 計量結果の報告

引取りした古紙等については積載重量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を翌日中に浪速区役所総務課あてにFAX(06-6633-8270)で報告すること。また、毎月の引取実績を翌月の10日までに、担当者あて提出すること。

## 10. 代金の納入

代金については、計量結果の数量に契約単価を乗じる事により算出し、当区が発行する納入通知書により納入期日までに納付すること。

## 11. 順守事項

- (1) 作業の遂行にあたり、収集運搬車両に定められた積載量を超えないなど道路交通法を順守するとともに、環境関係法令及び廃棄物関係法令その他関連法令を順守しなければならない。
- (2) 本契約は、仕様書・再生資源化を行うための処理計画書・関係法令等に基づき履行すること。処理計画書に変更が生じた場合は、速やかに本市担当者に変更後の処理計画書を提出し、承認を受けること。
- (3) 作業中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (4) 作業上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (5) 引き渡しを受けた廃棄文書が貴社の関係者又は第三者によって他の目的に利用される事態が生じた場合等には、当区が指示する対応策を講じるとともに、損害賠償の責任を負わなければならない。
- (6) 作業の従事者については、服装の整正及び良好な勤務態度を旨とし、区役所利用者及び近隣住民に不快感を与えないこと。
- (7) 当区施設の損傷の防止に努めること。万一、損傷を与えた場合は、買受人が賠償等の責任を負うこと。

## 12. その他

- (1) 本契約は単価契約とし、契約単価は入札時に示した単価とする。
- (2) 2に記載の予定数量は、契約期間中における当区の予定売払量を示すもので、実際数量との差異について、買受人は異議を申し立てることが出来ない。
- (3) 回収した古紙等の中には、不純物（古紙として処理できないもの）が含まれているが、売払価格については不純物込みの重量となるので、単価算定の際は十分に考慮すること。
- (4) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、その内容を熟知の上、提出すること。契約後における仕様書の疑義は、当区の解釈によるものとする。
- (5) その他定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他については、必要に応じ大阪市・買受人の協議により定めるものとする。
- (6) 本案件は令和3年度予算の発効をもって有効とする。

## 13. 本仕様書に関する問い合わせ先

大阪市浪速区役所総務課

T E L 06-6647-9942

F A X 06-6633-8270

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車を除く）は車種規制適合車等でなければならない。

「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の14第9項に定める自動車であり、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物の搬出に際して、本市職員が「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

〔※ 「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。〕

車両使用に関する問合せ  
大阪市環境局環境保全部環境規制担当  
電話：06-6615-7965

## コンプライアンスに係る特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者又は受託者)